

建築物の設計、工事監理に係る契約手続きについて

潟上市総務課

《対象となる業務》

延べ面積に関わらず（※）、建築物に係る設計又は工事監理について、建築士法第 22 条の 3 の 3 の規定による書面契約及び同法第 24 条の 7 の規定による重要事項説明の手続きについて、次のとおり取り扱います。

（※）法改正により書面による契約締結が義務づけられたのは延べ面積が 300m²を超える建築物であるが、延べ面積が 300m²未満の場合でも法第 24 条の 8 に基づく書面の交付が必要であり、全てを対象とすることによって法第 22 条の 3 の 3 の規定による書面契約が、法第 24 条の 8 に基づく書面の交付を兼ねることができるため。

《手続きの流れ》

1. 受託予定者は、契約締結前に本市に対し、建築士法第 24 条の 7 の規定による重要事項説明を行います

- (1) 潟上市から契約関係書類を受けとります。
- (2) 受託予定者は、**契約締結前に**、『重要事項説明書』を 2 部作成します。（『重要事項説明書』の様式は、潟上市HPからダウンロードできます）
- (3) 受託予定者（建築士）は、**契約締結前に**、作成した『重要事項説明書』に基づき、業務担当者へ説明を行い、『重要事項説明書』2 部を業務担当者に提出します。（説明者は、建築士免許証（建築士免許証明書）を提示してください）
- (4) 業務担当者は、提出された『重要事項説明書』2 部の「説明を受けた業務担当者」欄に記名押印を、「受付印」欄に受付印を押印し、その場で 1 部を説明者に返却します。
===== <説明をした日の作業はここまで> =====

2. 本市と受託者は、作成された書面「法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項」を契約書の一部として、契約を締結します

- (1) 受託予定者は、**契約締結前に**、書面『法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項』を 2 部作成します。（『法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項』の様式は、潟上市HPからダウンロードできます）
- (2) 受託予定者は、**契約締結前に**、重要事項説明の際に作成した書面（重要事項説明書）と『法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項』の内容に相違がないか、業務担当者から確認を受けます。
- (3) 受託予定者は、確認を受けた後、問題がなければ契約書を作成します。
- (4) 契約書 2 部の作成方法は、さきに受けとった契約書の最終ページに、確認を受けた『法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項』を加え、ホチキスでとめ、紙製の製本テープで袋綴じすることとします。
- (5) 契約書に押印し、提出してください。（契約書の表・裏の袋綴じした境目に割印をしてください）